

2021年3月期から適用がはじまる「監査上の主要な検討事項」(KAM: Key Audit Matters)ですが、東証1部企業に対しては2020年3月期から早期適用が推奨されていました。7月10日までに有価証券報告書を提出した3月決算企業のうち45社の監査報告書にKAMが記載されており、これに2019年12月決算において早期適用していたSEC登録企業のキャノンを加えると、これまでに46社がKAMを開示したことになります。

今回のSeiwa Newsletterでは、これらの早期適用事例から、記載個数や記載内容に関する傾向を分析します。

(1) KAMの記載個数、記載領域

KAMを開示した46社は、いずれも早期適用が要請されていた東証1部企業またはその非上場子会社です。そのうちIFRS適用企業は17社(37%)でした。東証全体に占めるIFRS適用企業の割合は6%程度であることから、KAMに対しても積極的な姿勢であることが伺えます。

連結(非連結の松井証券は単体)監査報告書におけるKAMの記載個数は第一生命ホールディングスの5個が最大であり、1~5個の範囲で下表のとおり分布しています。平均個数は2.1個であり、会計基準別の差異は見られませんでした。2017年に公認会計士協会(JICPA)が実施して26社が参加したトライアル結果は平均2.6個であり、これを若干下回りました。トライアルには開示に積極的な企業が参加したため、平均個数もやや多めになったものと思われます。なお、同じくJICPAが取りまとめた英国の導入2年目における平均個数3.9個より少なく、シンガポールの導入1年目における平均個数2.3個と同水準という結果でした。単体においては、報告すべきKAMはないとした企業が10社あり、これらはいずれも持株会社でした。平均個数は1個(上記10社を除く平均個数は1.3個)です。

| KAMの個数 | 社数 | 会計基準別内訳 | | トライアル |
|---------------|------------|------------|------------|-------|
| | | 日本 | IFRS/US | |
| 1 | 10 | 7 | 3 | 5 |
| 2 | 23 | 10 | 13 | 11 |
| 3 | 11 | 5 | 6 | 2 |
| 4 | 1 | 1 | - | 6 |
| 5 | 1 | 1 | - | 1 |
| 6 | - | - | - | 1 |
| KAMの総数 | 98 | 51 | 47 | 68 |
| 1社平均 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | 2.6 |

連結における領域別の記載個数は、固定資産(のれん除く)の減損、のれんの計上及び評価、引当金など会計上の見積りに関連する項目が非常に多く、こちらも2017年のトライアル結果と同じ傾向となりました。

| 領域 | 個数 | トライアル |
|-------------------|----|-------|
| A 固定資産(のれん除く)の減損 | 24 | 18 |
| B 企業結合、のれんの計上及び評価 | 24 | 17 |
| C 引当金・資産除去債務・偶発債務 | 22 | 14 |
| D 収益認識 | 10 | 9 |
| E 資産の評価(公正価値測定含む) | 10 | 8 |
| F 税金・繰延税金資産の回収可能性 | 6 | 4 |
| G 財務報告に関連するITシステム | 5 | 1 |
| H 専門的で複雑な計算を伴う準備金 | 2 | 3 |
| I その他 | 4 | 1 |

※ 1個のKAMにAとBを併記しているものが6件、CとEの併記が1件、DとGの併記が2件あるため、KAMの総数より9件多い

最も記載の多かった固定資産の減損に関しては、保有する有形固定資産や企業結合の結果生じた無形資産を対象としているケースが多く見られます。総合商社の住友商事では、連結上の3個のKAMすべてに減損の論点が含まれています。ただし、その中身は、持分法適用会社が保有する固定資産、欧米州青果事業および鋼管事業の無形資産評価とさまざまです。鋼管事業では実際に計上した減損損失の測定をKAMとしており、翌期は記載されない可能性も考えられます。

同じく最多となったのれんでは、当期に行われた企業結合とセットで記載しているケースと過去の企業結合によって生じたのれんの評価をKAMとしているケースがあります。当期にZホールディングスおよびZOZOを子会社化したソフトバンクは、のれんの評価(減損テスト)だけでなく、子会社化の会計方針や遡及修正を含む連結決算プロセス、取得対価の配分(PPA)の適切性および識別した無形資産の期末評価など、企業結合に関連する論点を広範に取り上げています。

上位を占めた会計上の見積りに次いで多かったのは収益認識です。こちらは業種やビジネスの特性に応じて多様な記載が見られます。

- 工事進行基準(富士通、三菱電機ほか)
- リスクと経済価値の移転(三井不動産、三菱地所ほか)
- IFRS15号(ソフトバンク)
- 期間配分(メンバーズ)

単体における記載項目で目立ったのは関係会社株式の評価です。15社が記載しました。これには連結で記載されたのれんの評価と同じ対象である場合のほか、三井物産のように関係会社数が多く、全体として重要と認識している企業もあります。

なお、早期適用企業のおよそ半数にあたる22社のKAMに「コロナウイルス」というワードが登場します。特に新生銀行やAOKIホールディングスは、コロナウイルスが及ぼす影響を直接的に主要な検討事項としています。

- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価」（新生銀行）
- 「新型コロナウイルス感染症拡大が財務報告に与える影響」（AOKIホールディングス）

会計上の見積りがKAMに選定されるケースが多い中で、コロナウイルス感染症が見積りの仮定に重要な影響を及ぼしていることが早期適用事例から分かります。

(2) 業種別の傾向

KAMを開示した46社を業種別に分けると、銀行業の6社が最も多く、不動産業・証券業・電気機器が4社で続きます。銀行業には3大メガバンクが含まれており、このほかに三菱UFJフィナンシャル・グループの非上場子会社が3社（業種非公開）あるため、全体的に金融関連の比率が高いことが分かります。

| 業種 | 社数 |
|-------------------------|----|
| 銀行業 | 6 |
| 不動産業、証券・商品先物取引業、電気機器 | 4 |
| 輸送用機器、卸売業 | 3 |
| 化学、医薬品、小売業、その他金融業、サービス業 | 2 |

銀行業の6社はいずれも引当金を記載しています。貸出金にかかる貸倒引当金ですが、開示した3個のKAMすべてが引当金であった新生銀行は、いわゆる過払い金問題で発生した利息返還損失引当金や特定のプロジェクトファイナンスにかかる貸倒引当金を取り上げています。

引当金の記載は、トヨタ自動車や本田技研工業が属する輸送用機器でも多く見られます。ビジネス上生じうる製品保証やリコールに備えた引当金のほかに、デンソーは過去の自動車部品取引についての独占禁止法の疑いに関する和解金等の支払いに備えた独占禁止法関連損失引当金の見積りをKAMとしています。

不動産業では、一般的に販売在庫や賃貸用不動産といった保有資産が多額となるため、多くの企業が固定資産の減損や資産の評価を記載しています。また、不動産売却にあたっては、特別目的会社を利用した複雑なスキームの取引や関連

当事者または継続的な取引先への売却取引などリスクと経済価値が移転しているか慎重な検討を要する取引が発生するため、4社中3社が収益認識をKAMとして選定しています。なお、不動産業のKAMの記載個数は平均3個であり、全体平均の2.1個を上回ります。市況に左右されやすい不動産の評価や収益認識といった典型的な論点が多く存在していることが要因と考えられます。

(3) AOKIホールディングスの開示

KAMは、監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、監査人が特に重要と判断した事項です。通常は最終的に選定したKAMのみを監査報告書に記載しますが、AOKIホールディングスは、監査役とコミュニケーションを行った主な項目と、それらの潜在的影響額および発生可能性ならびに前年からの変動を詳細に開示しました。これにより、投資家にとって非常に有用なKAMの決定プロセスが明らかになっています。

また、連結・単体合わせて4個のKAMを開示していますが、これら個別の項目にも特徴的な点が見られます。

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大が財務報告に与える影響」（連結）
- ② 「ファッション事業における店舗固定資産の減損損失の認識」（連結）
- ③ 「エンターテインメント事業における店舗固定資産の減損の兆候判定」（連結）
- ④ 「不動産賃貸事業に係る表示方法の変更」（単体）

①では、コロナウイルスの影響を個別の領域や勘定科目に限定せずに、財務報告全般に及ぼす影響と監査対応を記載しています。②と③は同じ減損ですが、対象事業と減損のフェーズ（兆候・認識）を特定しています。④は段階損益に重要な影響を及ぼす収益・費用の表示方法の変更を「経営者による主観的な意思決定を伴う」と表現しています。

(4) まとめ

上場企業全体からみれば早期適用事例はまだ少数ではありますが、今後KAMを開示する企業にとっては大きな先例となります。今回の早期適用以前からKAMに相当する事項を任意で開示していた三菱ケミカルホールディングス、KAMの開示が強制されていない会社法で開示した三菱UFJフィナンシャル・グループ、前述のAOKIホールディングスなど、積極的な情報開示の姿勢が今後ますます期待されます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>

【AOKI ホールディングスの KAM 開示】（2020/3 有価証券報告書より抜粋）

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

なお、当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等のうち、主に下表の項目について監査役とコミュニケーションを行った。これらの中から、A、B及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

| | 監査役とコミュニケーションを行った潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響 | 潜在的影響額 (*3,4) | 発生可能性 (*3,4) |
|---|---|------------------|-----------------|
| A | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響 (*1) | 高 | 高 |
| B | ファッション事業における減損会計の適用 (*2) | 高 ↑ | 高 ↑ |
| C | エンターテインメント事業における減損会計の適用 (*2) | 高 ↑ | 高 ↑ |
| D | ファッション事業における棚卸資産の評価 | 中 → | 中 ↑ |
| E | アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用 | 低 → | 中 ↑ |
| F | 繰延税金資産の回収可能性 | 中 → | 低 ↑ |
| G | 資産除去債務の計上 | 低 → | 低 ↓ |
| H | 経営者による内部統制の無効化リスク (*2) | 高 → | 低 → |
| I | 収益認識に係るリスク | 高 → | 低 → |
| J | 不動産賃貸事業に係る表示方法の変更 (*1) | 低 | 中 |
| K | セグメント情報の変更 (*1) | 低 | 中 |

*1：当連結会計年度に新たに監査役とコミュニケーションを行った項目である。

*2：特別な検討を必要とするリスクに該当する項目である。

*3：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

*4：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

A 新型コロナウイルス感染症拡大が財務報告に与える影響

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

2019年11月に発生が確認された新型コロナウイルスは、中国から東アジア、さらには欧米各国に感染が拡大し、各国政府により感染拡大防止のため特定地域の封鎖及び旅行や勤務の制限等の規制が行われる状況となった。会社グループにおいては、日本政府により2020年4月7日に発出された緊急事態宣言を受け、特定警戒都道府県にある店舗等の閉鎖を含む対応を行っていた。2020年5月25日の緊急事態宣言解除後に店舗は段階的に再開しているものの、ファッション事業及びエンターテインメント事業においては、一部店舗の時間短縮営業が2020年6月26日（監査報告書日）現在も継続している。また、再開した店舗においても新型コロナウイルス感染症の影響は事業活動に大きな影響を及ぼしている（連結財務諸表注記（追加情報）及び（重要な後発事象）「1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う2020年4月以降の店舗臨時休業等による影響」参照）。

このような新型コロナウイルス感染症拡大を巡る状況は、会社グループの当連結会計年度の財務報告及び当監査法人の会計監査に広範な影響を及ぼすことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。

（監査上の対応）

当監査法人では新型コロナウイルス感染症拡大に係る状況と不確実性が企業の財務報告及び当監査法人の監査業務に及ぼす広範な影響に対応するための標準的な監査戦略手法を開発しており、これに基づき以下の事項を含む監査計画及び監査手続の見直しを行った。

- ・ 監査リスク全般の評価の見直し
- ・ 会計上の見積り（固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等）に与える影響の検討
- ・ 開示（追加情報や後発事象等）の妥当性に係る検討
- ・ 会社グループの内部統制のデザインや運用の変更の有無の検討
- ・ 実査、立会及び確認などの実証手続を含む監査手続の実施への制約の有無
- ・ 会社グループの決算及び監査スケジュールに与える影響
- ・ 継続企業の前提に係る経営者の評価の検討
- ・ 経営者確認書への記載事項の検討

これらの検討の結果、当監査法人は、特に固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性に係る会計上の見積りの妥当性並びに追加情報及び重要な後発事象の開示について慎重な検討を実施した。